## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 九州地方年金記録訂正審議会 令和6年6月17日答申分

### ○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2400003 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2400020 号

#### 第1 結論

1 請求者のA事業所B (現在は、A事業所C (以下「A事業所」という。)) における標準賞与額を平成19年8月10日は15万2,000円、平成22年8月10日は12万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月10日及び平成22年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年8月10日及び平成22年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年8月

- ② 平成22年8月
- ③ 平成29年8月
- ④ 平成29年12月

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録によると、当該賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、A事業所から 請求期間①は15万2,000円、請求期間②は12万4,000円の賞与を支給され、当該賞与に見合 う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給年月日については、A事業所の回答及び同事業所の社会保険事務及び給与計算事務担当者の陳述から、請求期間①は平成19年8月10日、請求期間②は平成22年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、 厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出している一方、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効に より消滅する前に社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し提出したか否か、 また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認で きる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は年金事務 所)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことか ら、行ったとは認められない。

2 請求期間③及び④について、A事業所は、請求者に対し当該期間の賞与を支給したが、当該期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料がないことから、正確な賞与額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除の有無については不明である旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る賞与明細書等は所持していない旨陳述している。

また、請求者が提出したA事業所に係る平成29年分給与所得の源泉徴収票により、平成29年分の給料・賞与支払金額(総支給額)及び社会保険料等の金額は確認できるものの、当該源泉徴収票からは、請求期間③及び④に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間 ③及び④において賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されて いたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 九州(受)第 2300293号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2400019号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を 認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年11月1日から平成9年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者期間は、平成9年4月1日から1か月間となっているが、同社には、平成7年11月1日から1年6か月勤務した。

当時は子供が小さく、病院にかかる機会が多々あり、健康保険証なしで病院にかかった記憶はない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、A社において、平成7年11月から1年6か月勤務した旨主張しているところ、請求者の雇用保険被保険者記録によると、同社における資格取得年月日は平成8年11月30日、離職年月日は平成10年6月20日とされており、請求者は、同社に平成8年11月30日から約1年7か月勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる請求期間当時の代表取締役は、約15年前に会社を売却して、当時の記録等は残っていない旨回答しており、同社から商号変更したB社に照会したが回答を得られないことから、請求者の請求期間における具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求者の請求期間における住所地であるC市が提出した請求者の国民健康保険の加入履歴によると、請求者は、平成8年11月1日から平成9年4月2日まで及び同年5月21日から平成10年6月26日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認でき、当該期間とA社における政府管掌健康保険の被保険者期間(平成9年4月1日から同年5月21日まで)を合わせると、前述の雇用保険被保険者記録から確認できる勤務期間の全てにおいて、請求者に対し健康保険被保険者証が交付されていたことがうかがえる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。